被害者参加制度について

- 1 同制度が施行(2008年12月1日)される前の被害者の「暗黒の時代」
- 2 同制度施行後、陽光が差し始めかと思いきや「とんでも時代」の到来 この制度は被害者参加「弁護士」のため制度であり「被害者」のための制度ではないかのような風潮が一時期、現れた。具体的には、法廷での発言は原則として全て 弁護士がすべきであって、被害者はどうしても話したい時だけ限定的に発言させれば十分であるという「とんでも意見」の蔓延。
- 3 真っ黒な雲が過ぎ去り、暖かい陽光が差し始めたが「通り雨の時代」 同制度は、
 - ☆ 被害者の権利回復に目的がある (被害者の権利の回復)。
 - ☆ 検察官と緊張関係を保ちつつも (緊張関係)。
 - ☆ しかし、決して検察官と対立するための制度ではない(<u>協同関係</u>)。 ところが、これを十分に理解していないために、
 - 弊害1 同制度制定の趣旨に無理解の「生きた化石のような検察官」
 - 弊害2 民事訴訟を念頭に無償で刑事裁判を受任する「無償弁護士」
 - 弊害3 検察官と喧嘩を始める「反権力被害者参加弁護士」 が一部ではあるが、現れる。

では、どうすべきか???

- 対策 1 基本は検察官に対し自信を持って言うべきことを言って堂々と渡り合うこと!!
 - ① 十分な根拠をもって接し、
 - ② あくまでも協同関係を築くという姿勢を堅持すれば、 強固で良好な関係を築ける(雨降って地固まる) 具体的には、
- I 刑事訴訟法 316 条の 35 の説明要求権と意見表明権の根拠を示す。
 - ア 平成 25 年 10 月 21 日付け最高検次席検事発出に係る「犯罪被 害者等の権利利益の尊重について(依命通達)」

略称:依命通達

イ 同日付け最高検総務部長・最高検公判部長発出に係る「犯罪被 害者等の権利利益の尊重について(依命通達)」の発出につい て(通知)」

略称:依命通達発出の通知

- Ⅱ 検察官に丁寧な説明 [結論+詳細な理由] を求める(説明要求権)
- Ⅲ 検察官に被害者側の要望を伝え実現してもらう(意見表明権)
 - ア 要望内容に法的根拠を示すこと (無理難題・自己中は不可)
 - イ 要望内容に被害者の心情が含めること (陳述書の添付)
- 対策 2 弁護士に、ただで引き受けて貰うものほど高い買い物はない。 自信がないから無償なのである。無償で出来るわけがない。 弁護士交代は被害者の権利(但しお金が余計にかかる)
- 対策3 死刑反対の弁護士は少なくとも凶悪犯罪の受任は不可(::加害者の更生も考えるべきと発言した途端に信頼を失うから) 権力と闘うことを使命とする弁護士も不可(::この制度は検察官とコミュニケーションをとり協同することが基本だから) 被害者が主人公になれるようサポートできる弁護士のみ可(::この制度は被害者の権利回復にあるから)

危険運転致死傷罪の改正について

1 制御困難な高速度類型(法2条2号)

問題点 直線道路であれば時速300kmを出して事故しても過失運転致死傷罪とするのが東京高裁・名古屋高裁の判決(ただし、最高裁判断はなし)改正 制限速度を一般道なら2倍以上、高速道なら1.5倍以上出して事故を起こしたら一律に危険運転致死傷罪と改正すべき

2 飲酒運転(法2条1号)

問題点 「正常な運転が困難」の判断が人によって区々 改 正 飲酒検知の数値で一律に危険運転致死傷罪と改正すべき

3 殊更赤無視(法2条7号)

問題点 赤信号を認識しても「殊更」でない限り過失運転致死傷罪 改 正 殊更という要件を削除すべき